

令和5年 滑川町農業委員会 第2回総会 議事録

召集月日	令和5年2月16日(木)				
開 会	令和5年2月24日(金) 午前9時25分				
閉 会	令和5年2月24日(金) 午前10時35分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中14名出席、0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	10番	金子修治	11番	杉田京子	

第 2 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 4 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 5 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について（利用権設定）
日程第 5	議案第 7 号	農地法第 3 条の規定による別段の面積の廃止について
日程第 6	議案第 8 号	滑川町農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規定について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和5年第2回の農業委員会総会を始めさせていただきます。農業委員、農地利用最適化推進委員の欠席はありません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和5年第2回の総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございます。

今朝のニュースによりますと、静岡では川路桜が満開になっているようで春が近づいているようですが、まだ朝晩は寒く日中と温度差も大分ありますので、体調管理には気を付けて頂ければと思います。

また、新型コロナの方も3月13日からマスクの着用は自己判断ということになりますが、この自己判断というものが、どう判断して良いのか難しい。海外のニュースを見ると殆どマスクはしていませんが、日本国内は殆どマスクをしています。

また、3年振りに色々な事業等も復活しているようで、滑川町でも同様に少しずつ復活していくのかなと思います。これから良い方向に向かって行く事を期待したいと思います。

また、本日提案された議案ですが、慎重審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和5年滑川町農業委員会第2回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員

の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号10番の金子委員、議席番号11番の杉田委員にお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主事にお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第4号「農地法第3条(委員会)について」を議題と致します。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より、議案第4号「農地法第3条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は1件、合計150㎡になります。それでは申請番号1を説明、朗読させて頂きますので、議案書の1頁、図面は議案第4号資料1と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号1申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××の一部、畑、農振地域内の農地、495㎡のうち150㎡になります。譲渡人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、農業後継者として経営していくため、贈与により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会でする許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはなら

ないこととなります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。補足となりますが、こちらの申請地は11月の総会で、未手続きが判明した農業用施設を利用したいということで、議案第50号「農地法第4条制限除外」で審議し、承認と決定した場所となります。3条許可申請で再度審議することとなった理由としましては、農業用施設として利用を予定していた、既存の建物が想定していたよりも経年劣化により損傷があり、利用するには困難と判断したため、建物を取り壊して農地に戻しております。申請地の495㎡のうち345㎡につきましては、すでに12月総会の議案第53号「農地法第3条(委員会)について」で譲受人の□□□様に所有権移転ということで審議し、許可と決定しております。そのため今回農地に戻した残りの150㎡を、同じ譲受人である□□□様に所有権移転したいということで申請がありました。取得する農地適正利用を含めての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

7 番 2班班長7番贅田です。2月18日土曜日午前9時より2班の農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を実施致しました。詳細につきましても、私が担当委員ですので引き続き説明させていただきます。場所は○○○の前の町道×××号線を東に向かって×××Km程行った所を左側に曲がり×××m行った右側にあります。申請地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××の畑の一部150㎡で自宅から×××Km程行った場所になります。前回の現地調査においては未手続きの農業用倉庫が設置されていましたが今回の現地調査では農業用倉庫は撤去されて畑地になっていました。また、いずれも境界杭も確認する事ができました。申請人の□□□さんは×××歳で耕作面積は、田3,840㎡、畑3,014㎡で父親と中間管理機構や利用権の設定により主穀単一経営を大規模に行っている農業者です。耕作されている農地を確認

した所、狭小地で斜面な1か所を除いて良好に管理されてきました。今回の申請は農業後継者として経営していくため贈与により農地の所有権を取得したいと言うことです。申請理由を簡単に読み上げさせていただきます。私は農業を営む両親と私共夫婦、子供で同居しております。近い将来農業を受け継ぐ者として今日まで父親の農業を可能な限り手伝って参りました。父親も高齢になり重労働が続く農作業は身体に負担が大きくなっています。父親と相談したところ父親が健全な間に段階的に農業経営を私に委譲して行く事になりました。前回の3条申請では畑に物置が建っており、その部分を除いて許可を頂きましたが再度検討したところ物置も年数経過により相当傷んでおり取り壊して畑に戻しました。以上の理由により父親所有の農地を私に移転致したく許可申請致します。と言った内容です。農器具等はトラクター2台、田植機2台、コンバイン2台、乾燥機2台を所有しております。この案件ですが、特に問題なく適当であると考えられます。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 ○○○地区担当の推進委員の□□□です。申請案件の農地は、昨年の12月に申請した土地の一部に残っていた農業用倉庫を解体し、その農業用敷地とともに畑にして使用するもので、北側と東側は町道に面していて、南側と西側は前回申請した畑となっております。申請者は譲渡人の次男と一緒に農地の耕作に携わっていますので、農地が申請者に移っても農地の管理が継続されて周辺農地に支障がないものと思われれます。以上が私の意見です。

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり番号1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、番号1については、申請のとおり許可と決

定致しました。日程第2議案第4号は以上になります。

議長 日程第3、議案第5号「農地法第5条について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第5号農地法第5条(知事)についてをご説明いたします。今月の申請件数は4件、2,673 m²の転用申請が審査対象となります。番号1を説明、朗読させていただきます。議案書は2頁、図面は議案第5号資料 1-①から④と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、330 m²になります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様となります。申請事由ですが、贈与により所有権移転し、敷地拡張による住宅用物置を建築する為、転用をしたいという申請となります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

12番 3班班長 12番宮島です。2月22日水曜日、3班農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名にて現地調査を実施致しました。詳細につきましては担当委員でありますので引き続き説明させていただきます。申請地は、〇〇〇の〇〇〇線を〇〇〇方面に向かい〇〇〇の信号を右折して約×××m行った右側の〇〇〇です。申請書に理由書が添付されていますので読み上げます。私は平成4年に自己用住宅を建築して現在その建物に居住しております。建築後すでに30年が経過し、現在妻と子供との3人で居住しておりますが、年月の経過とともに日用品の家財道具類が増加し、現在の住まいでは狭くて大変不便をきたしております。そこで今般実家の父に相談して住宅の裏側に敷地を拡張して、そこに物置を建

築して日用雑貨を収納して利用したく申請いたします。何卒宜しく
お願い申し上げます、とのことです。□□□氏が所有する農地
○○○字○○○×××番地×××、畑 330 m²を□□□氏が贈与を
受けて物置を建築するものです。現地調査をしたところ、隣地と
の境界杭は確認でき境界ははっきりしていました。今後の境界に
ついては2段と3段のブロックを施工して境界を明確にする計
画になっています。申請では上水道の布設計画はありませんので
排水先の問題はありません。造成計画高は、ほぼ現況地盤ですの
で周りへ影響は無いと思われます。もし周辺に被害が発生した場
合には責任を持って対処するとのことです。資金計画については
資金調達計画書が添付されており、残高証明については事務局で
確認済です。調査の結果、この転用申請についてはやむを得ない
と考えます。以上のとおり調査結果を報告します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 ○○○地区推進委員の□□□です。先ほど宮島委員が申された
とおり現地調査を行った折に、□□□さんは家財道具等の収納場
所もなく大変お困りだということでございます。そして申請地
におきましては、周辺農地への悪い影響というのは見受けられま
せんでしたので、この申請もやむを得ないと思います。ご審議の程
宜しくお願い致します。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さん
から、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この
件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします
。それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とす
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、番号1については、許可相当と決定し埼玉
県知事に意見を送付いたします。

議 長 続きまして番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 番号2を説明させていただきます。議案書は2頁、図面は議案第5

号資料2-①から⑤と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号2、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、農振地域内の農地、1,460 m²になります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地となります。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、株式会社〇〇〇代表取締役□□□様となります。申請事由ですが、賃借権10年を設定し、資材置場の敷地拡張する為、転用をしたいという申請となります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

3 番 1班班長の齋藤です。2月19日日曜日午前11時より、農業委員4名、農地利用最適化推進委員3名にて現地調査をいたしました。担当委員であります高柳委員より、詳細の報告をお願いいたします。

5 番 1班5番高柳です。担当地区ですので説明いたします。班長が言うとおおり、2月19日午前11時より、現地調査を行いました。境界杭等は全て確認できました。申請内容ですが事務局の説明のとおりでございます。少し申請内容に補足します。隣接する土地の地権者の方へは挨拶を兼ね、事業説明をしております。防除被害には十分注意しますが、万が一被害が生じた場合は責任を持って対処するとのこと。建築許可および開発行為はなし。申請地ですが、〇〇〇から右に出て、〇〇〇信号を右折し〇〇〇信号の右側が既存の資材置場です。その南側が申請地です。土地の選定理由書がありますので読み上げます。選定理由書、〇〇〇町〇〇〇×××番地×××□□□様、代表取締役です。申請地の住所、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××。申請地を選定した理由、今般、上記土地に当方が行う事業の資材置場を建設し事業したく申請します。現在、私は滑川町で石材工事、伐採事業、薪の

製造販売事業を行っています。今回、既存事業の伐採事業、薪の製造販売事業で利用している資材置場が、薪事業での薪の保管スペースが拡大し、手狭になってしまったため、事業拡大のため保管スペースの拡充を図るため、本申請地を選定いたしました。伐採した木の置き場は、薪を販売するのに計画している販売分の在庫スペース、乾燥させて置く為の保管場所が今回の申請地で適当な分確保できるのではないかと検討しております。資材置場の候補地として自宅兼事務所の所在である滑川町内と、同地区を候補地エリアとして選定し、次の選定理由に今回の候補地が適当であると判断し、選定いたしました。石材工事伐採事業の資材置場、薪の保管場所、車の搬入の動線等を計画している敷地面積に最適。隣接している敷地が既存の資材置場として利用している土地の為、地続きなどで事業を拡大し進めていくことにおいて利便性が最も高い土地と検討しております。〇〇〇×××号線に面している為、他の業者が資材の搬入搬出を行うのに交通の便が良い為有利であること、騒音等の対策として、周辺に住宅が少ないことなどです。検討した候補地として滑川町大字〇〇〇字〇〇〇、地目畑、面積 1,220 m²、農地であり所有者が農業経営を継続するため候補地から除外しました。候補地に滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、地目畑、面積 1,396 m²で、農地以外の土地であるが、所有者に利用計画があり候補地から除外しました。当該申請土地の状況、〇〇〇字〇〇〇×××番×××は農地であるが現在休耕地となっており、当面耕作の見通しが無いこと、周辺農地への支障がないことから、確認し候補者として選定しました。以上でございます。土地の利用計画ですが、北側は既存の資材置場で、東側〇〇〇線、西側が町道、南側は〇〇〇の駐車場です。盛土は、隣接駐車場と町道側はプラスマイナスゼロで同じ高さになります。〇〇〇側は排水路があり、斜度 30 度以下の法面仕上げになります。盛土は最大で 87 cm 雨水対策として申請地の境界沿いを造成時に 20 cm マウントアップし隣接地に雨水等流れないように配慮し、敷地内の排水処理については自然浸透処理で対応します。

申請地には、進入路は設置しない。既存の資材置場から出入りするということです。資金調達計画書、造成費、残土処理で盛土をするため処理代はなし、盛土造成工事は直行工事のため計上はしておりません。既存敷地の拡張理由についてという書類が添付されておりますので読み上げます。既存敷地の拡張理由について事業規模の拡大、この度農地転用の申請理由は当社の既存事業である伐採事業及び薪の製造販売事業の事業規模拡大を図るために申請を検討しております。具体的な申請地の利用目的は、生産した薪の保管場所の拡充になります。当社は2020年より伐採事業で発生した原木を処分場に持ち込んで処分するのではなく、薪として副産物に二次利用し販売しようと、薪の製造販売事業に取り組んでまいりました。また、今まで業体は個人事業として営んできましたが、2020年から2022年にかけて、該当事業での売り上げが増加してきたため、売上増加と今後の事業拡大を踏まえ、2023年1月1日に法人化をいたしました。そこで、事業拡大を進めていく中、伐採事業で発生した薪の材料となる原木は、現在利用している資材置場で、資材料としてまかなえると計画しています。また事業化拡大にあたり、課題となるのが製造した薪を乾燥しておくための保管場所になります。薪事業で目標とする拡大規模では、現況の資材置場では面積が足りないため、本申請地を薪の保管場所として新しく設けることで、伐採事業、薪の製造販売事業の事業拡大に適切な事業面積を確保することが可能となるため、事業拡大の課題解決になると考えております。以上になります。添付書類として株式会社〇〇〇の定款、申請地の登記簿、申請地の公図、委任状、農用地でないことの証明書、株式会社〇〇〇取締役会議事録等が添付されております。資材置場の設置に係る資料として、現在の資材置場3筆で1,759㎡、申請地が1,460㎡合計3,219㎡となります。所有する重機、車両等、自家用4tトラック1台、軽トラック1台、バックフォー1台、フォークリフト1台となっております。以上になりますが、私の方からちょっと申し上げます。当地区は、30年ぐらい前に土地改良を行いました

が、申請地は除外されております。申請地は水田ですが、〇〇〇のところの沼が水源です。水路の流末で沼が遠く、水が来るまで半日ぐらいかかります。効率の悪いところです。所有者は休耕しております。当面耕作の見通しが無いということです。こうした理由から、私はやむを得ないのではないかと思います。ご審議の程お願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇担当推進委員の□□□です。2月19日11時から、現地調査を行いました。田んぼを埋め立てて資材置場に使用したいとのことですが別に問題ないと思います。審議の方宜しくお願いします。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、番号2については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

議 長 続きまして番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局 番号3を説明、朗読させていただきます。議案書は2頁、図面は議案第5号資料3-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号3、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇×××番×××、畑、農振区域外の農地、227㎡、になります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが譲受人は2名おりました、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××〇〇〇×××、□□□様と□□□様です。譲渡人は〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様となります。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、専用住宅(自己用)を建築する為、転用し

たいというものです。補足となりますが、今回の事業計画地に一部宅地 117.78 m²が含まれており、事業計画面積は合計で 344.78 m²となります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

10 番 4 番班長の 10 番金子でございます。本件について現地調査を 2 月 18 日土曜日午前 8 時より、農業委員 4 名推進委員 2 名、合わせて 6 名にて行いました。詳細のご報告は、金井委員さんの方から行っていただきます。宜しくお願い致します。

13 番 4 班 13 番金井です。農地法第 5 条の許可申請についての現地調査報告をいたします。申請場所につきましては〇〇〇の信号から南に向かい、〇〇〇の〇〇〇を超えたところの左側になります。申請者は〇〇〇市〇〇〇のアパートにお住まいの□□□様夫妻となっています。申請内容としては、対象の土地を購入し自己用住宅を建築したいとのことです。申請理由としては、結婚をして子供が生まれる予定であり、アパートでの生活では手狭になってきているため、住宅を新築することにしたとのことで、場所について話し合った結果、普段よく利用する〇〇〇がある他、育児をすることに町のバックアップもあり抜群の環境であることからこの場所を選択したとのことです。調査した結果、対象地は〇〇〇の北側にある畑で、昨年 10 月に現地調査を行い、許可された建築中である住宅の南側にあり、東側は既存の宅地です。西側は更地になっている状態の宅地です。南側は〇〇〇との境界で、〇〇〇敷地となっています申請地自体は、以前は樹木が植えられていましたが、調査したときは、もう更地の畑になっておりました。今回は、前回の申請地が分筆された残りの部分、227 m²の転用申請となっています。添付書類として、土地の選定理由書、土地利用計画図、建築設計図、資金調達計画書、工事見積書、発行行為許可申請書などがあります。審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。申請地は先ほど金井農業委員さんが説明されたように、周囲は宅地化され現在建築されている家もあります。この畑の状況は周囲の宅地とも一定化していて、現在は保全管理されております。このような状況ですので、周辺農地への影響は現在のところ殆どなく、本計画に対する申請はやむを得ないと思います。宜しくご審議をお願いします。

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、番号3については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

議長 続きまして番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局 番号4を説明させていただきます。議案書は同じく2頁、図面は議案第5号資料4-①から④と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号4、申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振区域外の農地、424㎡同じく×××番×××、畑、農振区域外の農地、232㎡、合計2筆、656㎡になります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、○○○町大字○○○×××番地×××、□□様です。譲受人は○○○市○○○×××番×××号、株式会社○○○、代表取締役□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、分譲住宅4棟を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

10 番 4班班長 10番の金子でございます。本件について現地調査を2月18日土曜日午前8時より農業委員4名、推進委員2名、合わせて6名にて行いました。詳細のご報告は、金井委員さんの方から行っていただきます。宜しくお願いします。

13 番 はい。4班13番金井です。農地法第5条の許可申請についての現地調査報告をいたします。申請場所につきましては、〇〇〇の南側信号から南に向かい、〇〇〇の信号を直進し×××mほど進んだところを左折し、×××m進んだ左側になります。申請者は〇〇〇市にある株式会社〇〇〇代表取締役□□□さんです。申請内容として、対象の土地を取得し、建売住宅4棟を建築したいとのことです。申請理由としては、生活の拠点となるマイホームを持ちたいという若い夫婦や、小さい子供がいる家庭のお客様へ、手頃で暮らしやすい分譲住宅を提供し、社会貢献をしたいと考え、土地の候補地を選定していたところ、土地の所有者である□□□さんより、農地の耕作や管理が困難との理由もあり、敷地を譲り受ける受け、分譲住宅を建築することにしたとのことです。調査した結果、申請地は、以前、農家としての宅地の庭畑であり利用者がいなくなり、更地にされた宅地を含んだ、休耕中の庭畑 656㎡で、北側は休耕中の畑と東側と西側は、農家の家があり、南側道路となっています。周辺の土地所有者の同意書も得られており、境界杭の確認もできました。添付書類として株式会社〇〇〇の経歴と、稟議書、土地利用計画図、造成計画図、建築計画図、資金調達計画書、工事見積書、都市計画法の規定による各種書類が添付されています。審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇地区推進委員□□□です。申請地は、先ほど金井農業委員さんが説明されたように、〇〇〇の場所であり、農地の集積よりも宅地化が進んでいる場所です。この畑は長い間休耕され、きちんと所有者によって草刈で保全管理されています。周辺にはまだ農地畑がありますが、現在のところほとんどが休耕され、保全管理されていて、同意書も頂いていることから、周辺農地への

影響は現在のところ殆どなく、本計画に対する申請はやむを得ないと思います。本申請に関する意見は以上になります。宜しくご審議の程お願いします。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、番号4については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。日程第3議案第5号は以上となります。

議 長 日程第4、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」を議題と致します。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第6号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)をご説明いたします。議案書の3頁、議案第6号資料をご用意ください。それでは表紙を1枚めくってください。今回は13筆13,342㎡となります。内訳は6年賃借8筆6,212㎡、9年使用貸借5筆7,130㎡となります。詳細につきましては、もう一枚めくっていただいた頁以降の調書に、借り手、貸し手、土地の所在等をまとめております。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。ご審議を宜しくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは審議を行います。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案第6号については、すべて計画通り承認することに決定いたしました。日程第4は以上になります。

議長 日程第5、議案第7号「農地法第3条の規定による別段の面積の廃止について」を議題と致します。それでは事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第7号「農地法第3条の規定による別段の面積の廃止について」を説明いたします。議案書の4頁、議案第7号資料1-1から2と記載されているものをご用意ください。こちらは事務局上程の案件になります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)第5条の規定により、改正法の施行日(令和5年4月1日)以降、農地法第3条第2項第5号に規定する面積(下限面積)の要件がなくなります。下限面積については、農業委員会が、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第17条の基準に従い市町村で別段面積を定め、公示したときは、当該別段面積が下限面積となります。資料1-2のとおり滑川町は平成23年農業委員会告示第8号により40aと定めております。改正法の施行に伴い、その効力が失われることから、町で定めた下限面積の廃止の告示を行うものとなります。なお、告示の施行日は令和5年4月1日となります。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長 只今、事務局より詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

10番 はい、10番金子です。下限面積がなくなるとどういったことが想定されますか。

事務局 国の方では下限面積撤廃ということで、家庭菜園等やりたい人にも農地を分け与えても良いという考えが基本的にあります。ただ無条件ではなく今までの審査と同じように、農業に従事できる日数があるかどうか、農業するための道具の準備があるか等、審

査は今までどおり行います。今までは農家で通常の下限面積は50a、滑川町の場合は40aにしていますが、それを所有していなくても、農地を買える可能性がある、そういう制度になります。混乱が起こる可能性は無いとは言えませんが、国の法改正ですので従っていく事になります。以上です。

- 5 番 5番高柳です。売買目的の不動産屋等も買えるのか。
事務局 会社等の場合には。農地所有適格法人の要件を満たす場合でないと取得ができません。
- 10 番 10番金子です。農家でないと買えないということか。それとも農業をやるつもりがあれば買えるということですか。
事務局 家庭菜園等を含め農業をする気があれば買えるということですか。少しでも遊休農地解消に繋がればということですか。
- 2 番 2番吉田です。谷津の里で畑を借りて耕作している人が、もう少し大きくやりたいから買いたいのは買えるってことですか。
事務局 審査はしますが、農業従事日数や農機具等の条件がクリアできれば買えます。
- 2 番 2番吉田です。会社を定年になって、やることがない失礼ですけど、今までサラリーマンをしていたけど、これから自由な時間のできたので家庭菜園も好き、資金は当然ある、多少の農機具なら買っても良い、農地を買いたいということになれば致し方ないということですか。
事務局 取得する農地の耕作計画が問題ないと認められれば、致し方ないと思われれます。
- 6 番 6番田幡です。性善説で法律ができていて、それを悪用されるということに対して心配しているわけです。チェック体制をどういうふうにするか、所有権移転に対して耕作が可能かどうかということも、調査はきちんとしますということですよ。
- 事務局 はい。
- 議長 他にありますか。それでは無いようですので、議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案については承認とし、今後の手続きを進めます。議案第7号の審議を終わります。日程第5は以上になります。

議 長 日程第6、議案第8号「滑川町農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規程について」を議題と致します。それでは事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第8号「滑川町農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規程について」を説明いたします。議案書の5頁、議案第8号資料1-1から2と記載されているものをご用意ください。こちらは事務局上程の案件になります。概要としましては、令和4年4月1日施行の個人情報保護法の改正に伴い、個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定し、国がガイドライン定め、地方公共団体の個人情報保護制度の見直しを行い、的確な運用を確保することが目的となります。それにより町の条例等が変更となるため、それに伴い、滑川町農業委員会の所管に係る滑川町個人情報保護条例施行規程（平成15年農業委員会告示第8号）を廃止し、資料のとおり新たに「滑川町農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規程」を施行することとなりました。資料では第〇号となっている箇所がございますが、こちらは3月議会後に基となる町の条例等の番号が確定するため、空欄となっております。ご了承ください。なお、施行日は令和5年4月1日となります。ご審議のほど宜しく願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございました。ただいま事務局より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件について、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（委員全員の挙手あり）

全員賛成ですので、本議案について承認することに決定いたします。議案第8号の審議を終わります。日程第6は以上になります。

す。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和5年第2回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、神田職務代理より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

職務代理 お寒い中、ご出席をいただき、慎重審議をありがとうございました。令和5年第2回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和5年3月24日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 金 子 修 治

署名委員 杉 田 京 子